

補助事業説明における重要事項

- ・ 交付申請額の合計金額が予算額に達した場合は、交付申請受付期間内であっても受付を終了する。
- ・ 補助金の交付申請等の手続は、共同実施事業者として登録された販売事業者と「共同事業実施規約への同意」を行い、同意を行った共同実施事業者と共に手続を行う必要がある。
- ・ **事務局は補助事業者への通知をメールで送信するため、補助事業者は自身のメールアドレスを所有し、スマートフォン又はパソコン等で通知物を確認できる必要がある。**

【メールアドレスの受信許可設定】

共同実施事業者は、以下のメールアドレスの受信許可設定を行っていただくよう必ず補助事業者にご依頼してください。

DR蓄電池事業担当：dr_ess_info@sii.or.jp

DR蓄電池事業担当：dr_ess_notice@sii.or.jp

DR蓄電池事業担当：naviexp@ne-ap01.naviexp.jp

「naviexp@ne-ap01.naviexp.jp」は送信専用アドレスです。問い合わせ等の返信は行わないよう説明してください。問い合わせ等については必ず「dr_ess_info@sii.or.jp」のアドレスにメールを送るよう説明してください。

- ・ 補助事業者は本人確認登録（法人、個人事業主に当たってはメールアドレス認証）を補助金申請の前に済ませる必要がある。
- ・ **補助事業者は交付決定を受ける前に蓄電システムに係る契約の締結、工事及び支払いを行ってはならない。 ※事前に契約、工事、支払いを行った場合は補助金は受領できない。**
- ・ 家庭用蓄電システムに係る費用の支払いは、**売買契約を締結した補助事業者本人からの支払い以外は認められない。**
- ・ 交付決定通知に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額ではない。実績報告書の提出を受けた後に事務局が実施する「確定検査」において補助金額を確定する。
- ・ **交付決定後に補助対象経費が増額した場合でも、交付決定金額の増額は認められない。**
- ・ 交付決定を受けた後に取り下げて再申請をする場合、受けていた交付決定の権利は完全に失われる。
- ・ アグリ型の申請の場合、補助事業者は事業完了までに事務局に登録された蓄電池アグリゲーターとDRに係る契約が必要（同意書等も可）。
- ・ 小売型の申請の場合、補助事業者は事業完了までに事務局に登録されたDRメニューの加入を完了する必要がある。
- ・ 蓄電システムの処分制限期間は6年間であり、処分制限期間中に蓄電システムの処分（補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供する）を行う場合は補助金返還が必要となる可能性があるため、補助事業者はその場合事務局に事前に連絡をする必要がある。
- ・ DR契約、DRメニューともにDR対応期間は2028年3月31日までとし、対応期間中の解約は補助金返還の可能性があるので、補助事業者はその場合事務局に事前に連絡をする必要がある。